

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本交企第451号
平成28年3月30日
宮城県警察本部長

自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準の制定について（通達）

この度、別添のとおり自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、「自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為にかかる指示の運用基準の一部改正について（通達）」（平成18年5月26日付け宮本交企第900号。以下「旧通達」という。）は、廃止する。

記

1 旧通達からの改正点

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、指示書（別記様式第1号から別記様式第3号まで）の不服申立ての教示事項を整理した。

2 施行期日

平成28年4月1日

別添

自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた特定違反行為に係る指示の運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道交法」という。）第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による自動車運転代行業者の運転代行業務以外の業務中に行われた違反に係る指示の運用基準を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）及び「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）において使用する用語の例による。

第3 指示の趣旨

指示は、自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務以外の業務（以下「運転代行業務外業務」という。）に関して、車両の運転者が最高速度違反行為又は過労運転を行った場合及び運転代行業者が使用する車両につき道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）がされた場合において、自動車運転代行業者が最高速度違反行為、過労運転又は過積載運転を防止するために必要な運行管理を行っているとは認められないときに、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、運行管理の改善に必要な措置を執ることを求める処分である。

なお、指示違反については、読替え後の道交法第75条の2第1項の規定により、自動車の使用制限の対象となり、その処分は「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）によることとなる。

第4 運転代行業務外業務中の違反に係る指示

1 運転代行業務と運転代行業務外業務の区分基準

- (1) 「運転代行業務」とは、法第2条第4項により代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務であるとされており、代行運転自動車は自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車、随伴用自動車は自動車運転代行業の用に供される自動車のうち代行運転自動車の随伴に用いられる

自動車である。

- (2) 随伴用自動車については、施行令第2条の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項に規定する標識の番号（これらが存しない場合にあつては、車台番号）を法第5条第1項の申請書に記載する義務があり、変更のあった場合は、法第8条の規定により届出書を提出することとされている。また、法第17条の規定により、国土交通省令の定めるところの表示を行わなければならないとされているので、通常、外観上からも明らかである。
- (3) 随伴用自動車としての届出がなされ、国土交通省令で定める表示等がされた自動車であっても、一般の営業活動等に用いられている間は、当該自動車は、法第2条第7項に規定する随伴用自動車には該当しないこととなるので、随伴用自動車を使用して社長を送迎する行為、随伴用自動車を使用して自社の宣伝ビラを頒布する行為等に伴って行われた運転行為は、運転代行業務に関して行われたものではないことになる。
- (4) 運転代行業務に関して行われた随伴用自動車の使用とは、代行運転自動車に随伴して運行する場合のほか、顧客を目的地まで送り届けた後に営業所まで戻る行為、顧客から依頼を受けて顧客のいる場所まで運転していく行為、繁華街等に駐停車して客待ちをする行為等が考えられ、当該活動中に行われた違反行為は、運転代行業務に関して行われた違反行為となる。
したがって、外観上、随伴用自動車である自動車が、顧客車に随伴することなく運行している場合は、運転者から運行目的について聴取するなどして、運転代行業務中かどうかを明らかにする必要がある。また、随伴用自動車としての外観を有さない自動車であっても、現実に代行運転自動車の随伴に用いられていれば、当該自動車は随伴用自動車に該当し、当該自動車を運転する業務は運転代行業務に該当することとなる。
- (5) 運転代行業務外業務に関して行われた随伴用自動車の使用とは、自動車運転代行業者の業務に関して行われた業務のうち運転代行業務以外に随伴用自動車又はその他の自動車を使用して行った業務であり、例えば運転代行業務に従事しない者が、たまたま私用でその自動車を使用した場合等は、業務に関係なく車両が使用されていたということとなり該当しないことになる。

2 指示の運用基準

(1) 最高速度違反行為に係る指示

ア 自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務外業務に関して最高速度違反行為が行われた場合において、次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当し、当該車両の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき、当該車両による運行について最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていないとき、当該車両に係る運行計画が最高速度違反行為の防止に留意したものと

なっていないとき等、自動車運転代行業者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- (ア) 自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について、当該自動車運転代行業者の業務に関し、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われていた場合
- (イ) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者若しくは副安全運転管理者（以下「運転代行業者等」という。）が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して、当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- (ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- (エ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両（代行運転自動車を含む。）の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合
- (オ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アに係わらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (ア) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、下命・容認に係る指示又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
- (イ) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

ウ 留意事項

- (ア) 運転代行業務外業務に関して行われた最高速度違反行為については、自動車運転代行業者以外の運転者がしたもののみを指示の対象とする。
- (イ) 指示に係る最高速度違反行為は、当該自動車運転代行業者の業務に関して行われたものに限られる。
- (ウ) 指示の内容の確定に当たっては、当該自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容や自動車の使用者の異同、使用の態様等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどして疑問点

の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

(2) 過積載運転行為に係る指示

ア 自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務外業務に関して随伴用自動車による過積載運転行為が行われ、当該運転者に道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

- (ア) 自動車運転代行業者が使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていた場合
- (イ) 運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- (ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- (エ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合
- (オ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- (ア) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
- (イ) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

ウ 留意事項

- (ア) 運転代行業務外業務に関して行われた過積載運転行為については、自動車運転代行業者以外の運転者がしたもののみを指示の対象とする。
- (イ) 使用者の異同、使用の態様等について疑義がある場合は、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどして疑問点の解明に努めること。

(3) 過労運転に係る指示

ア 自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務外業務に関して過労運転が行われた場合において、次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件に該当し、当該車両の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていないとき、当該車両による運行について過労運転が

行われていないかどうか的確に把握されていないとき、当該車両に係る運行計画が過労運転の防止に留意したものとなっていないとき、当該車両の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていないとき等、自動車運転代行業者が当該車両につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

(ア) 自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について、当該自動車運転代行業者の業務に関して過去1年以内に1回以上の過労運転が行われた場合

(イ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

(ウ) 運転代行業者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

(エ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両（代行運転自動車を含む。）の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合

(オ) 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

イ 前記アにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

(ア) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過労運転について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

(イ) 前記ア～(オ)までのいずれかに該当することとなる過労運転に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

ウ 留意事項

(ア) 運転代行業務外業務に関して行われた過労運転については、自動車運転代行業者以外の運転者がしたもののみを指示の対象とする。

(イ) 指示に係る過労運転は、自動車運転代行業者の業務に関して行われたものに限られる。

(ウ) 使用者の異同、使用の態様等について疑義がある場合は、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどして疑問点の解明に努めること。

(4) 指示の内容

指示の内容は、最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転に係る車両

の使用の態様に応じて、指示に係る車両を特定し、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

なお、各態様に応じた指示の具体例については、「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準の改正について（通達）」（平成28年3月30日付け宮本交企第449号）別表第1から別表第3までのとおりとする。

(5) 指示の方法

最高速度違反行為に係る指示にあつては指示書（別記様式第1号）を、過労運転に係る指示にあつては指示書（別記様式第2号）を、過積載運転行為に係る指示にあつては指示書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

(6) 指示の効果

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手續を執ること。

なお、弁明の機会の付与にあつては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

(7) 指示の手續

ア 自動車運転代行業者に対する各違反行為の指示に関する業務については、交通部交通指導課からの連絡に基づき、交通部交通企画課において行うものとする。

イ 交通部交通企画課長は、公安委員会による指示後、宮城県知事に通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	などの最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	などの過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

指 示 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

使用者の氏名又は名称

殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	などの過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

通 知 書

宮 公 委 第 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する道路交通法第 条 の規定に基づき、下記のとおり指示を行ったので通知します。

記

1 指示対象

※ 指示を行った運転代行業者名、主たる営業所の所在地を記載すること。

2 指示内容

指 示 年 月 日	年 月 日
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	